

令和 6 年度社会福祉法人の指導監査（結果）について

柳川市は、令和 6 年度に所轄の社会福祉法人 20 法人のうち 7 法人に対し指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、下記の点が見受けられましたので、今後の法人運営の参考としてください。

【指導監査実施状況】

文書指摘 法人数	文書指摘 件数	(文書指摘内訳)	口頭指摘 件数	助言件数
7 法人	30 件	法人運営 20 件 事業 0 件 管理 10 件	8 件	0 件

※文書指摘 指導監査ガイドラインの指摘基準（法令又は通知等の違反）に該当するもの

※口頭指摘 指摘基準に該当するものであっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

※助 言 指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの

【主な文書指摘事項】

I 法人運営

○定款

- ・インターネットを利用して公表する定款の内容は、直近のものを公表すること。

○評議員・評議員会

- ・評議員の選任に関し、履歴書や申立書は評議員選考に係る理事会までに、就任承諾書は就任日までに徴取すること。
- ・評議員の選任に関し、再任の場合も、履歴書を徴取すること。
- ・評議員の欠格事由事項等申立書は、内容の確認漏れや日付の記載漏れがないようにすること。
- ・評議員会を招集する場合は、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、評議員会の 1 週間（又は定款に定めた期間）前までに、評議員に対し書面または電磁的方法により通知すること。
- ・評議員会の開催通知の発出日は、末日まで明記すること。
- ・評議員会において、特別の利害関係を有する評議員がいないことを決議前に確認し、そのことを議事録に記載すること。
- ・資産総額の変更登記申請は、定時評議員会で承認を得た後に行うこと。
- ・評議員選任・解任委員は、理事以外から選任すること。
- ・評議員選任・解任委員会の招集通知は、委員会運営規則の規定に基づき、開催の 10 日前までに通知すること。

○理事

- ・理事のうち、特殊の関係にある者が、理事総数の3分の1を超えないこと。
- ・定款の規定に基づき、理事長は年に2回以上執行状況を報告し、その内容を議事録に記録すること。
- ・理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事がいないことを決議前に確認し、そのことを議事録に記載すること。

○理事会

- ・理事全員が出席できるよう日程調整などの配慮を行うこと。
- ・決議の省略に関する同意書及び確認書の提出締切日は、通知日から中7日間を設定すること。

II 事業

指摘事項なし

III 管理

○資産管理に関すること

- ・社会福祉事業を行うために必要な資産を確保し、所有権を有すること。
- ・社会福祉事業の用に供する土地の一部を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記をすること。

○会計管理に関すること

- ・固定資産管理責任者を任命すること。
- ・固定資産の有無について確認を行い、処分済の固定資産があれば、固定資産管理台帳から除却処理を行うこと。
- ・資金運用責任者を任命すること。
- ・仕訳伝票の金額を修正する場合は、二重線を引いた上に訂正印を押して、正しい金額を記載すること。
- ・職員が個人のQRコードやクレジットカードで立替払いすることは慎むこと。
- ・領収書の宛名は法人名でもらうこと。
- ・業務委託契約において、自動更新にて契約期間を更新する場合、契約更新の可否についての法人としての意思決定を行い、適正な契約の維持に努めること。

○その他

- ・理事が利益相反取引を行う場合は、改正後の社会福祉法の定めに従って手続きを行うこと。